

# 業務指示書

## 水道事業の民間活用に関するプロジェクト研究

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年7月13日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 江尻 幸彦 Ejiri.Yukihiko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年7月15日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ） 全ての業務従事者について、補強を認めません。

○ 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

○ 業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ） 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ） 外国籍人材の活用を認めます。

○ 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ） 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水道事業経営にかかる各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／水道事業経営）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水道事業経営に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 PPP法制度】

- 1) 類似業務の経験：PPP法制度に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年7月22日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

( 1 = 円 , US\$1 = 110.3330 円 , EUR1 = 122.60000 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～  
 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム  
 ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
 注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)  
 インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。  
 注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
  - c) 電話会議  
 上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／水道事業経営  
 PPP法制度

## (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.80 M/M

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年8月31日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
水道事業の民間活用に関するプロジェクト研究

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／水道事業経営	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：PPP法制度	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

水資源は生存に必須な生活用水としてのみならず、経済活動を支え、生態系を維持するためにも必要不可欠である。しかしながら、ミレニアム開発目標（MDGs）で対象とされた改善された飲用水源にアクセスできない人々が6.63億人取り残されていることに加え、人口増加、都市化、経済成長等に伴い、29億人が水不足の影響を受けているといわれている<sup>1</sup>。このため、2015年に定められた持続可能な開発目標（SDGs）においては「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保」（目標6）が2030年までに達成すべき目標としてあげられており、水へのアクセス拡大は開発途上国の支援において、引き続き重要課題として認識されている。

他方で、途上国における膨大なインフラ整備のニーズに対しては、途上国政府による公的資金や政府開発援助（ODA）では限りがあり、政府開発援助等の途上国支援と民間企業の活動の連携を促進し、途上国の経済成長を後押しすることが期待されている。我が国も、2013年に「日本再興戦略」（2015年に改定）、2015年には「質の高いインフラパートナーシップ」を発表し、アジア地域をはじめとする途上国に対し、我が国の技術や知見を活用したインフラ整備への貢献を表明している。また、途上国では、1990年代以降世界銀行等を中心に水道セクターへの民間活用が急速に進められ、マニラ、ジャカルタ等でのコンセッション契約による水道事業への民間資本導入など、水道事業の経営や施設投資への民間セクターの参画が増加し、水道事業における民間セクターの存在感は非常に高まっているが、投資資金の不足、民間企業との事業契約の管理の不徹底等の理由により、住民に対し十分な質の給水サービスが提供できていない事例が散見される。

JICAは2011年に国内外のPPP(Public-Private Partnership、以下PPP)の動向把握や水道セクターにおけるJICAの民間連携方針を整理するための基礎情報収集を行い、「水道セクターにおける民間連携に係る情報収集・確認調査」報告書を取りまとめたが、以上のような背景を踏まえ、JICAが途上国における水道分野の支援を展開するうえで必要となる、途上国の水道分野における民間セクターの動向、他のドナーの支援動向、本邦民間企業の活動状況に関する情報をアップデートする必要性が生じている。また、案件形成の段階で、途上国におけるPPPの現状を理解することが必須となっている。本調査ではこれらの最新情報の把握を行い、JICAの水道分野の支援における事業実施上の留意点を検討する。また、本調査結果は2017年8月に実施が予定されている「第4回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」にて活用予定である。

### 2. 業務の目的

途上国における水道事業の民間活用の全体的傾向、特徴、事例等の把握を行い、JICA 事業実施に当たっての留意点を抽出することを目的とする。

### 3. 業務対象地域

業務は日本国内での文献調査、ウェブサイトからの情報収集、国内関係者へのインタビュー、アンケート調査、数か国における現地調査、JICA との協議等を通じて実施する。調査の対象は全途上国及び日本とする。

<sup>1</sup> JICA ジャパンブランド「全ての人々に安全な水を」より引用

#### 4. 関係機関

水道分野の民間活用に関連する以下のような内外の機関を広く調査の対象とする。

- (1) 途上国において民間活用を導入した水道事業体やその規制・監督機関
- (2) PPP 推進、民間セクターの振興や規制を所管している官庁
- (3) 途上国の水道事業体の協会、民間企業の業界団体
- (4) 民間活用に関連する取り組みを行っている主要援助機関
- (5) 途上国の水道事業の運営・維持管理に進出している現地及び第三国の民間企業
- (6) 水道分野の民間活用に知見を有する研究機関や公的機関（日本水道協会等）、各種検討会や調査会の主催者・参加機関

#### 5. 業務の範囲

コンサルタントは、「2. 業務の目的」を達成するために必要な活動内容、実施方法、及び投入内容を、「8. 成果品」を念頭に、また「6. 業務実施上の留意点」に配慮しつつ、「7.業務の内容」に沿って業務を実施する。

#### 6. 業務実施上の留意点

##### (1) 民間活用の範囲

本業務において調査対象とする「民間活用」の範囲は、以下のとおりとする。また、本業務では都市水道を調査対象とし、村落給水は含まないこととする。

- ア. 水道事業の全部または一部を民間企業によって運営するもの。「水道事業の一部」としては、施設の建設と運転、施設の運転、検針や料金徴収の事務、無収水対策などを含む。
- イ. 公的セクターとの契約に基づいて事業を実施しているものと、そのような契約によらずライセンスの取得あるいは無認可によって一定の地域の給水事業を実施しているものを含む。
- ウ. コンセッション、アフェルマージュ、マネジメントコントラクト、サービスコントラクトなどの契約形態を含む。
- エ. 民間企業をメンターとする水道事業体間のパートナーシップ (Water Operators Partnership : WOPs) は含む (例 : マニラウォーターをメンターとする WOPs) 。
- オ. 単なる建設工事の請負、資機材や消耗品の供給は含まない。

##### (2) JICA事業の範囲

JICA事業とは有償資金協力、無償資金協力、技術協力に加え、民間企業との連携事業（例：中小企業海外展開支援等）も含むこととする。なお、JICAの民間連携事業については、以下のURLを参照のこと。

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv\\_partner/index.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/index.html)

##### (3) 対象国

本業務の対象地域は、全世界とし、調査分析の対象国は以下のとおりとする。

フィリピン、インドネシア、東チモール、ベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、ミャンマー、ネパール、インド、バングラデシュ、スリランカ、パキスタン、ナイジェリア、ケニア、ルワンダ、南アフリカ、アンゴラ

現地調査の対象国（案）については、以下のとおりとするが、調査開始後にJICAと協議の上、決定す

ることとし、経費については、調査実施後に精算する。見積もりにあたっては、各国1～3週間の調査日程を想定すること。

カンボジア、ラオス、タイ、インドネシア、ベトナム、フィリピン

#### (4) 最終報告書の目次 (案)

最終報告書の目次は、現時点では以下のような構成を想定する。

表紙、序文、要約、目次

第1章 調査の概要 (調査実施の背景、目的、実施体制、実施期間、調査方法等)

第2章 他ドナーの民間活用に対する方針と近年の動向

第3章 途上国における民間活用事例の成果と教訓

第4章 民間活用における監督省庁の契約監理及びモニタリングの実態

第5章 民間活用におけるキャパシティ・ギャップ分析

第6章 各国の民間活用の実態把握のためのフレームワーク及びチェックリスト

第7章 JICAの事業実施にあたっての留意点

資料編 議事録、参考文献リスト、等

#### (5) 既存の調査研究・検討会の知見の活用

JICAは途上国の水道セクターにおける官民連携についていくつかの調査研究を実施済みであるほか、外務省、厚生労働省、経済産業省、業界団体等も多くの検討報告を公表している。また、世界銀行、アジア開発銀行 (ADB) 等も民間活用に関する調査研究や実績評価の報告を発表しているほか、水フォーラム、ストックホルム水週間等の国際会議においても議論が重ねられていることから、これら内外の先行する検討の結果を整理し、活用する。

#### (6) 調査実施体制

本調査の実施にあたっては、JICA地球環境部による内部検討会を組織する。内部検討会は原則として以下のとおり開催する予定であるほか、必要に応じて追加開催する。

第一回：調査方針確認、調査アウトプットイメージの共有 (2016年9月頃)

第二回：既存資料の整理・分析結果と現地調査先に関する協議 (2016年10月頃)

第三回：現地調査結果の共有及び取りまとめ方針の確認 (2017年2月頃)

第四回：JICA事業実施にあたっての留意事項、検討の方向性等に関する協議 (2017年4月頃)

第五回：最終報告書 (案) に関する協議 (2017年5月)

コンサルタントは、内部検討会において必要なプレゼンテーション資料を用意し、説明を行うとともに、JICA側の考え方や取り纏めに向けての要望事項を踏まえつつ、JICAと協議しながら調査を進める。

## 7. 業務の内容

以下にJICAの想定する業務の流れを記載するが、コンサルタントはより効果的、効率的に本調査の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

### (1) 調査方針の確認

第一回内部検討会において、業務計画書（契約書（項目立ては共通仕様書に記載）において定められるJICAへの提出物）に基づいて調査方針、調査内容、調査方法、アウトプットイメージを説明するとともに、JICA側関係者の調査に対する要望事項をヒアリングし、成果物のイメージを明確化する。

#### （２）先行する各種検討、調査研究、民間活用事例等に関する既存資料の収集・整理

後述の分析や検討に必要な既存資料を、主にウェブサイトから収集する。収集した資料は適切な分類を行い、最終報告書とともに調査完了時にJICAに電子ファイルで提出する。

#### （３）近年の途上国における水道事業の民間活用の全体的傾向、特徴、事例の把握

対象国における民間活用の動向（どの程度民間セクターの参画が進んでいるのか、民間活用を促進する政策があるか）、政策制度（法制度、規制、モニタリング体制、調達制度等）、関係組織等の概要をまとめる。

また、水道事業の運営・維持管理に係る民間活用の事例（なるべく新しいもの）を各国数例程度ずつ抽出し、以下のような点を整理する。

- ア. 民間活用の概要
- イ. 民間活用導入の理由と経緯
- ウ. 調達・契約プロセス（入札か随意契約か、どのような選定方法だったか）
- エ. 参入している民間企業（名称、国籍、業態、役割等）
- オ. ドナーの果たした役割
- カ. 成果（パフォーマンス。特に投資実績や経営改善の実績）
- キ. 契約内容（金額、期間、契約条件、インセンティブやペナルティの有無、パフォーマンス指標、オフテイク価格等）
- ク. 監督官庁や契約発注者などの公的セクターによる規制・監督体制、モニタリング体制及び契約監理
- ケ. 公と民のリスク分担
- コ. 課題、教訓等

抽出にあたっては、比較的事例の多いコンセッション契約やBOT契約だけでなく、無収水対策の請負など、多様な民間活用の形態を可能な限り網羅するようにする。文献やウェブサイトから得られる情報には限りがあると思われるため、必要に応じて対象国に赴任中のJICA専門家や、対象国で実施されているプロジェクトや調査の関係者から、テレビ会議等を用いたヒアリングを行う。事例抽出にあたっての選定クライテリア及び想定される事例については、プロポーザルで提案すること。また、調達・契約プロセス、規制・監督体制、法制度環境については日本での現状にも触れつつ比較を行うこととする。

#### （４）規制監督、法制度等に関するキャパシティ・ギャップの分析

民間活用の促進にあたっては、途上国公的セクターにおける規制・監督能力の向上が急務となっている。具体的には、民間セクターによって提供されるサービスの質を確保するための規制、官民の適切なリスク分担のための政策制度環境の整備、法制度の整備と遵守、料金政策の明確化、民間企業にインセンティブを与える制度整備（Performance-based Contractの導入等）などが必要となってくる。また、民間活用を導入する水道事業体や公的セクターには、調達、契約、契約監理等を適切に行う能力が必要になる。一方で、水道事業の運営・維持管理に民間活用を導入することで、水道事業体自体のキャパシテ

イ・ディベロップメントにつながることも期待されている。

このような背景から、民間活用を進めるための政策制度環境や関係組織のキャパシティ・ディベロップメントもJICAに対する支援ニーズとして今後増えてくることが予想される。JICAの資金協力と技術協力を一体に実施する援助機関としての特性を活かした協力実施上の留意点を検討するため、以下のような点について整理する。

- ア. キャパシティ・ギャップを分析するためのフレームワークを整理する。ここでいうフレームワークとは、効率的な分析を可能にする分析の視点や民間活用の分類方法のことを指し、例えば民間活用の形態（公的セクターとは関係がない民間企業独自によるサービスか、公的セクターとの連携（PPP）によるサービスか）、契約形態（コンセッション、マネジメントコントラクト等）、事業内容（浄水場運転、無収水対策、検針・料金徴収事務等）などによって分類しながら、キャパシティ・ギャップを分析する視点を整理することが考えられる。
- イ. 民間活用に関係する各主体（規制監督機関、契約発注者、契約受注者等）が、どのようなキャパシティを持つべきか。なお、持つべきキャパシティについては、世界銀行、アジア開発銀行等が作成している水・衛生セクターのPPPに関する参考資料類や、日本における整理を参考にする。
- ウ. 各国において、実際のキャパシティはどうか。特にキャパシティ・ギャップ（持つべきキャパシティと実際のキャパシティの差）の大きいところはどこか。
- エ. キャパシティ・ギャップを埋めるために必要な支援は何か。そのための援助リソースはどこから調達するか。

#### （5）日本の民間企業及び地方自治体の海外進出状況調査

日本の企業及び地方自治体の海外進出にあたっては、事例が多くあるため、以下に絞って調査を行うこととする。

##### ア. JICAが実施する中小企業支援案件の分析

中小企業海外展開支援が開始された2012年からの上水道分野における採択案件（水の浄化・水処理分野で約70件）の調査結果について、報告書を元にした分析を行い、中小企業海外展開支援において共通に調査すべき項目、調査にあたっての留意事項、本邦中小企業の海外展開の可能性、途上国における競合他社との比較優位性、教訓等をまとめる。

##### イ. 民間企業の動向調査

開発途上国における水道事業の運営・維持管理業務に関心を有する我が国の民間企業（最大で5社程度）について、海外展開の概要（国名、事業目的、内容、期間、金額、相手側協力機関等）、今後の方針や見通し、これまでの途上国における水ビジネスへの取組みから得られた課題認識や教訓、ODAに対する期待等をまとめる。なお、文献やウェブサイト等による調査に加え、必要に応じて企業へのインタビューも行う。

##### ウ. 地方自治体の海外進出の現状把握

近年、JICA事業とは別に、地方自治体独自の動きとして、地元企業を含む民間企業等と連携した海外進出を図っている例が見られるため、概要（国名、事業目的、内容、期間、金額、相手側協力機関等）、現状、今後の見通し、地方自治体にとっての意義、教訓、ODAに対する期待等をまとめる。また、地方自治体が地元企業等とのネットワーク組織として水ビジネス等に関する協議会組織を設けている場合には、その活動状況、成果、会員企業からの要望などについて把握す

る。なお、調査対象には地方自治体が出資している企業も対象に含むこととする。

(6) 他ドナーの民間活用に対する方針、近年の動向等の整理

世界銀行、アジア開発銀行等、民間活用を積極的に進め、発信を行っている他ドナーについて、民間活用に対する方針やスタンス（時期による変化の分析も含む）、過去の実績の評価、近年の動向等について、文献資料に基づいて整理を行う。

(7) 現地調査計画の検討

以上の作業は文献やウェブサイトからの情報、JICA専門家等へのヒアリングなどを基に、本業務では後述の現地調査を行う。以上の作業結果を踏まえて、現地調査の対象国、各国別の調査の狙い、想定される訪問先（都市、機関）、日程案、調査内容、調査対象と想定される事例などを整理する。

(8) 中間報告書の作成

以上の調査結果を中間報告書に取りまとめる。また、後半に実施予定の現地調査やJICA事業実施上の留意点の検討等、調査方針に関して、JICAと協議を行う。

(9) 現地調査の実施

JICAと協議の上、現地調査対象国を選定し、民間活用の政策制度環境や事例の詳細に係る調査を行う。事例の選定にあたっては様々な民間活用の形態が含まれるようにし、また成功事例のみならず、失敗事例についても調査を行う。調査内容は、上記（3）～（5）の内容とする。

(10) 各国の民間活用について把握、理解する際のフレームワークやチェックリストの整理

JICAが協力事業を行うにあたって、民間活用との関係をどのように整理、理解するべきかを示すフレームワークを検討するとともに、技術協力プロジェクトの詳細計画策定調査や資金協力の協力準備調査等で活用できるチェックリストを作成する。

フレームワークの具体的なイメージは以下のとおりである。

ア. 民間活用の意義、メリット、デメリット等をどのように捉えるべきか。

イ. 様々な民間活用をどのように分類して理解すればよいか。各分類はそれぞれどのような特徴を有しているか。

ウ. 民間活用の成否を判断するための視点（クライテリア）はどうか整理されるか。民間事業としての成否と、開発効果の観点からの成否は、それぞれどのように分析すればよいか。

エ. ODAと民間活用の関係をどのように整理するべきか。どのような差別化、あるいは相乗効果の発現が考えられるか。適切な民間活用推進のために、JICAにとってどのような協力ニーズがあるか。

オ. 民間活用と比較した場合のODAの比較優位はどこにあるか。

チェックリストの具体的なイメージは以下のとおりである。

ア. 調査において民間活用の実態やJICA事業への影響について把握するためのTOR及びクエスチョネア

イ. キャパシティ・ギャップを分析するためのチェックポイント

ウ. JICA事業に対する民間活用の影響を分析する際のチェックポイント（例：民間活用とODAが比較される、民間活用に対する支払いが水道事業体の経営に影響する、民間活用による取水が契約上優先的に確保されることになっている、民間事業者による給水区域があるとODAを実施した場合

に社会影響が懸念される、など)

#### (1 1) JICAの水道事業実施にあたっての留意点の抽出

途上国における水道セクターの民間活用の課題と方向性を整理した上で、JICA事業実施にあたっての留意点を抽出する。

整理にあたっては、途上国の水道セクターにおける民間活用の意義に関する基本理解、民間活用に対するODA実施機関としてのJICAの基本スタンス、民間活用の推進にあたって求められる公的セクターのキャパシティ・ディベロップメントの観点、JICAの既存スキームや既存事業における改善点や今後の検討事項（新しい協力形態の提案含む）等の論点が考えられる。

#### (1 2) 最終報告書（案）の作成

以上の調査結果を取り纏め、最終報告書（案）を作成する。また、第四回内部検討会において説明し、JICA側のコメントを得る。

#### (1 3) 最終報告書の作成

最終報告書（案）に対するJICA側のコメントを踏まえて、必要な修正や加筆を行い、最終報告書を取り纏める。また、英文要約（20-30ページ程度）も併せて作成する。

### 8. 成果品

#### (1) 次の成果品を JICA に提出する。

ア 中間報告書：和文 10部、電子ファイル（2016年11月頃）

既存資料の整理・分析結果を取り纏めたもの。

イ 最終報告書（案）：和文 10部、電子ファイル（2017年5月頃）

調査結果全体について取り纏めたもの。

ウ 最終報告書：和文 10部、英文要約 10部、電子ファイル（2017年6月）

最終報告書（案）に対するJICAのコメントを踏まえて必要な修正を行い、最終化したもの。

#### (2) 報告書の仕様

ア. 報告書（最終報告書を除く）の作成仕様は、A4版、ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則として簡易製本とする。

イ. 最終報告書の仕様は JICA の指示に従うものとする。

#### (3) 報告書作成にあたっての留意点

ア. 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。必要に応じ図や表を活用すること。報告書本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記すること。

イ. 各報告書の途上国側への説明、協議に際しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

ウ. 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載すること。

エ. 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。

<収集資料>

収集した文献資料、有識者からのヒアリングや内部検討会の議事録等を、リスト（JICA 図書館の定型様式）を添付した上で、電子ファイル（CD-R）で提出する。ハードコピーで収集した資料は PDF 化する。

<その他の JICA への提出物>

JICA が必要と認め報告を求めたものについて提出する。



#### 4. 複数年度契約について

本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目無く行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

#### 5. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、各国の JICA 事務所／支所において十分な情報収集を行うこと。また、各事務所／支所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

#### 6. 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上